

執行官法の一部を改正する法律案(閣法第一九号)(衆議院送付)要旨

本法律案は、国家公務員の退職後の年金制度に関する状況等を踏まえ、執行官の退職後の年金についての暫定措置等を廃止しようとするものであり、その内容は次のとおりである。

- 一、執行官の退職後の年金についての暫定措置である恩給の支給を廃止する。
- 二、執行官の身分についての経過措置、金銭の保管等についての暫定措置、臨時の職務の代行についての暫定措置等を廃止する。
- 三、この法律は、平成十九年四月一日から施行する。